

よくある**否認事例**でわかる

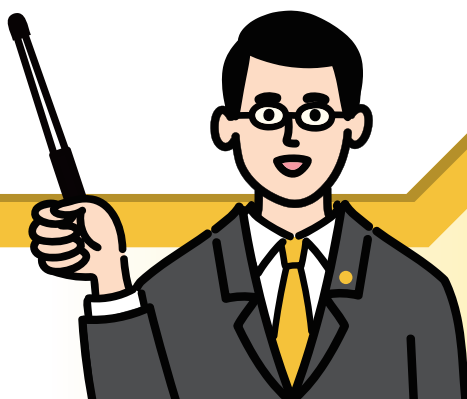
税務調査の 事前対策と 確認ポイント

調査官が
チェックする
ポイント

科目別の
調査対策

日々の取引で
誤りやすい
処理

をわかりやすく解説！



この冊子のご利用にあたって

申告納税制度がとられているわが国においては、税務署に確定申告書を提出する以上、税務調査は避けて通れないものです。

税務調査において、調査官は、

- (1) 売上除外、架空仕入、架空経費、架空人件費、棚卸除外等の不正計算はないか、
 - (2) 税務上誤りやすい科目について、税法に従って正しく処理がなされているか、
- というポイントを中心に調査を行います。

(1)の不正計算はないかという点については、もともと法人が不正行為を行っているわけですから改善していただくほかありませんが、(2)の税務上誤りやすい科目について正しい処理が行われているかという点については、事前のチェック等での対応が可能です。

本冊子は、どのようなポイントを中心に調査は進められるのか、誤りやすい点はどこにあるか、よくある否認事例としてはどのようなものがあるか、という点から税務調査における重点事項を各勘定科目別に、チェックリスト的にまとめたものであり、これらのポイント等を事前に理解しておくことは、調査時の問題点の減少にもつながります。

経理に携わる人にとって税務調査ほどいやなものはないとよくいわれますが、本冊子を税務調査が間近に迫ったときの事前チェックや、日々の取引に係る処理などの際の参考にしていただき、税務調査は、第三者に自社の経理をチェックしてもらえる絶好の機会であると積極的にとらえていただけるようになれば幸いです。

目 次

1	売 上	2	12	租税公課	23
2	仕 入	4	13	修繕費	25
3	棚卸資産	6	14	固定資産	27
4	交際費等	8	15	ソフトウェア	29
5	使途秘匿金	10	16	繰延資産	30
6	寄附金	12	17	源泉所得税	31
7	広告宣伝費	14	18	消費税等	33
8	販売促進費・売上割戻し	16	19	加算税等	35
9	役員給与	18	20	修正申告と更正処分	38
10	人件費	20	21	更正の内容に不服があるとき	39
11	会費・入会金	22			

(令和7年8月1日現在の法令等に基づいています。)

（ 売 上 ）



売上勘定は、仕入勘定、棚卸資産勘定とともに、損益勘定を調査する上で最も重要なウエイトを持つ勘定科目であり、税務調査の際には必ず調査対象となる科目です。

（1）調査のポイント

- ① 売上除外はないか
- ② 売上の計上漏れ（繰延べ）はないか
- ③ 翌期に計上すべき赤字取引に係る売上を、当期に計上していないか
- ④ 売上値引の計上時期は妥当か

（2）調査の進め方

調査官は、まず、受注から出荷、代金回収に至るまでの流れを聴取し、その流れに従って、法人はどの時点で売上を計上（売上計上基準）し、どのような帳簿に記載・入力（あるいは証ひょうを作成）するのかを確認します。

売上計上基準としては、出荷基準、検収基準、工事進行基準、部分完成基準等があり、各法人によってその基準は異なります。

その後、これらの帳簿類を突合し、売上除外、売上繰延べの有無を検討します。場合によっては、他の法人の税務調査や反面調査等で把握した資料等と突合します。

法人が作成している帳簿等（例示）

受注簿、出庫伝票、納品書、請求書、商品有高帳、出庫リスト、発送運賃請求書、得意先元帳等

次に、翌期に入ってから1か月くらいの売上を調査し、その納品日、検収日、決済日等から、調査対象年度に計上すべき売上が含まれていないかを検討します。

なお、現金売上については、調査日現在のレジの実際現金有高と現金出納帳有高を比較し、両者の不一致を端緒に売上除外が判明することもあります。

(3) 対 策

まず、社内で作成された帳簿等をもとに、発注から納品、代金決済までの流れを示し、その流れに即し、実際の売上をどのように計上しているかを説明できるようにします。

次に、翌期首付近の納品書等を再度確認し、その納品日より当期の売上として計上すべきものがないかを検討します。

なお、決算事務完了後、申告書提出日までに新たな売上計上漏れが発見された場合には、法人税申告書の別表四で申告加算する必要があります（消費税等への影響にも注意する必要があります。）。

(4) 否認事例、誤りやすい事例

- ① 翌期の納品書控えを検討したところ、納品日が調査対象事業年度であるものが見られたもの
- ② 合理的な理由がないにもかかわらず、売上計上基準を出荷基準から検収基準へ変更していたもの
- ③ 棚卸商品である土地等の販売において、その引渡し完了しているにもかかわらず、代金の50%相当額を受領していないという理由で売上計上していなかったもの
- ④ 不動産賃貸業において、当期に係る受取家賃のうち期末未入金分を未収計上していなかったもの。また、受入保証金のうち返還を要しない部分の収益計上をしていなかったもの
- ⑤ 小口の現金売上を除外し、社長の個人的遊興費に使用していたもの **〔重加算税対象〕**
- ⑥ 事前通知なしに法人に臨場し、レジの現金監査を実施したところ、レジの実際現金有高がその日の現金出納帳有高より多額であることが判明し、それを端緒に現金売上の除外が判明したもの **〔重加算税対象〕**
- ⑦ 当期の売上に係る納品書の日付を相手方に依頼して翌期とし、売上計上時期を故意に翌期としていたもの **〔重加算税対象〕**
- ⑧ 簿外の仕入と簿外の売上を同時に行い、その利益を除外していたもの **〔重加算税対象〕**

仕入



仕入勘定の調査は、売上勘定の調査とは逆に架空仕入はないか、仕入の繰上計上はないかという点を中心に調査が行われます。

また、棚卸計上高の妥当性と連動させて検討される場合もあります。

(1) 調査のポイント

- ① 架空仕入はないか
- ② 仕入の繰上計上はないか
- ③ 簿外仕入、簿外売上はないか
- ④ 仕入値引、返品処理は妥当か

(2) 調査の進め方

調査官は、まず、発注から入荷、代金決済に至るまでの流れを聴取し、その流れに従って、法人はどの時点でどのような帳簿に記載（あるいは証ひょうを作成）し、どの時点で仕入を計上するのかを聴取します。

その後、これらの帳簿類を突合し、架空仕入、仕入繰上計上の有無を検討し、場合によっては、反面調査等で把握した資料等と突合します。

法人が作成している帳簿等（例示）

発注簿、入庫伝票、納品書、請求書、商品有高帳、入庫リスト、仕入運賃請求書、仕入先元帳等

次に、期末前1か月くらいの仕入の納品書を調査し、その納品日が翌期のものが含まれていないかを検討します。

また、市販の領収書、現金仕入、スポット取引、遠隔地仕入等を中心に不審な仕入を抽出し、仕入先の調査等により架空仕入の有無も検討します。

③ 対 策

まず、社内で作成された帳簿等をもとに、実際の商品の流れを示し、その流れと、実際の仕入がどのように連動しているかを説明できるようにしておきます（特に引渡し日が事業年度末付近の分について行います。）。

次に、期末直近の納品書等を再度確認し、翌期の仕入とすべきものがないかを検討します。
また、現金仕入等、不信を抱かれるような決済方法を避け、極力、振込などにします。

④ 否認事例、誤りやすい事例

- ❶ 期末直近の仕入に係る納品書等を検討したところ、納品日が翌事業年度のものが見られたもの
▶ 期末棚卸資産としての計上もない場合否認となる
- ❷ 継続して多額の買掛金残高がある仕入先との取引内容を検討したところ、仕入の返品処理や値引き処理が記帳漏れとなっていたもの
- ❸ 現金取引、スポット取引を行っている仕入先に対し反面調査を行ったところ架空の取引であったもの〔重加算税対象〕
- ❹ 倉庫における入荷記録のない仕入を検討したところ、架空の仕入であったもの〔重加算税対象〕
- ❺ 金額に端数がない現金仕入分に係る領収書を確認したところ、市販の手書き領収書であったことから不審をもち、仕入先を調査したところ、仕入先は実在せず、架空の仕入であることが判明したもの〔重加算税対象〕
- ❻ 通常のコンピュータによる印字ではない手書きの領収書、請求書を用いている取引が架空であったもの〔重加算税対象〕
- ❼ 利益調整のため、一方的に当期の仕入単価を過大に計上し、翌期に仕入値引の形で訂正処理をしていたもの〔重加算税対象〕
- ❽ 建設業において、未成工事に係る原材料費、外注費を完成工事原価に付け替えていたもの〔重加算税対象〕

棚卸資産



棚卸資産は、税務調査対策上、最も注意を要する項目の一つです。棚卸の金額により、課税所得が直接大きく影響を受けます。

また、取引先等に迷惑をかけることなく会社の内部だけで利益調整が可能なことや、調整を行っても翌期にはその調整が治癒されてしまうこと、消費税等の計算に影響が及ばないこと等の理由から、利益調整の手段として容易に利用される可能性が高い勘定科目です。

(1) 調査のポイント

- ① 棚卸除外はないか
- ② 期末棚卸額の数量、評価に誤り（過少計上）はないか
- ③ 評価損、廃棄損の計上は妥当か

(2) 調査の進め方

調査は、次のように進められます。

- ① 期末棚卸しの実施方法、状況を聴取し、棚卸の際の原始記録を確認します。
- ② 期末前後の売上、仕入から期末数量の妥当性を検討します。
- ③ 調査日現在における特定商品の有高を実際に確認し、決算日から調査日現在までの売上、仕入の状況より決算日における棚卸高の妥当性を逆算して確認します。
- ④ 預け在庫や搬送中の商品が計上漏れとなっていないか検討します。
- ⑤ 仕入単価から期末評価の妥当性を検討します。

(3) 対策

まず、期末棚卸しの際の原始記録は必ず保管しておき、その原始記録から、決算書の期末棚卸高をどのように計算し、集計したかというプロセスが説明できるようにしておきます。

また、次のような対策も必要です。

- ① 決算日直後の売上状況や期末日直前の仕入状況より、棚卸に計上漏れがないか確認します。

- ② 預け在庫が計上漏れとなっていないか確認します。
- ③ 単価の算定根拠を明らかにしておきます。
- ④ 仕入の際の引取運賃、購入手数料などの付随費用の額が棚卸商品の単価に反映されているかを検討します。
- ⑤ 棚卸商品について評価減をした場合には、その理由を説明できるようにしておきます（法人税基本通達 9-1-4 等参照）。

(4) 否認事例、誤りやすい事例

- ① 期末棚卸しの際の原始記録を詳細に検討したところ、期末棚卸高の集計に誤りがあったもの
- ② 調査日現在の倉庫の現物を確認したところ、調査対象事業年度に購入した商品が計上漏れとなっていたもの
- ③ 取引先に預けてある商品が計上漏れとなっていたもの
- ④ 輸入商品の期末棚卸単価に、輸入関税相当額を含めていなかったもの
- ⑤ 引取運賃、運送保険料、購入手数料が少額であるという理由で、棚卸資産の取得価額に含めていなかったもの
- ⑥ 売上の計上基準に検収基準を採用している法人において、期末日に得意先に搬送中の商品を棚卸資産として計上していなかったもの
- ⑦ 代替性のある棚卸資産について個別法を適用していたもの
- ⑧ 2年前に変更した棚卸資産の評価方法を今回また変更しようとしていたもの
 - ▶原則として、3年間は現によっている評価方法を採用する必要があります。
- ⑨ 物価変動、過剰生産、建値の変更等の理由により、棚卸資産の評価損を計上していたもの
 - ▶このような理由では、税務上、評価損の計上は認められません。
- ⑩ 棚卸資産の廃棄を翌期に行っているにもかかわらず、当期の廃棄損として計上していたもの
- ⑪ 期末棚卸商品の一部を除外して簿外資産をつくり、翌期において簿外で売却していたもの【重加算税対象】
- ⑫ 期末棚卸しの際の原始記録の一部を故意に破棄し、棚卸除外を行っていたもの【重加算税対象】
- ⑬ 期末棚卸しの際の原始記録を詳細に検討したところ、期末棚卸高の集計を故意に違算し棚卸額を過少に計上していたもの【重加算税対象】
- ⑭ 業者倉庫や仕入先にある預け在庫を故意に除外していたもの【重加算税対象】

交際費等



交際費等は、経費関係の調査において必ずその対象となる勘定科目です。

交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人がその得意先、仕入先その他事業に関係のある者に対する接待、慰安、供応、贈答その他これに類する行為のために支出するものをいいます。

交際費等は、企業会計上はその全額が費用となるべきものですが、税務上は一定の損金不算入額が設けられています。また、交際費等の範囲が広く、その概念も必ずしも明確でないため他科目との区分がつきにくく誤りも多い科目です。

また、飲食費のうち1人当たり10,000円以下のものについては、原則として交際費等の範囲から除外されているため、この基準を満たしていないにもかかわらず、交際費等の範囲から除外しているものはないかという点についても調査が行われます。

(1) 調査のポイント

- ① 交際費等に該当する費用を他の費用に仮装していないか
- ② 交際費勘定以外の科目の中に交際費等に該当するものが含まれていないか
- ③ いわゆる10,000円基準を満たすために、人数の水増し、領収書の分割等を行っていないか
- ④ 固定資産、棚卸資産の取得価額の中に交際費等に該当するものが含まれていないか
- ⑤ 交際費勘定の中に、個人的費用や用途秘匿金に該当するものが含まれていないか

(2) 調査の進め方

調査官は、まず、総勘定元帳、経費帳、請求書、領収書、稟議書等からの内容検討を行います。

次に、実際にその経費を支出した者から、支出の経緯を聴取します。

(3) 対策

交際費等については、その範囲が広く、その対策も一様ではありませんが、法令通達等により交際費勘定以外の科目に交際費等に該当するものが含まれていないかを事前にチェック

する必要があります。

決算時に他科目に含まれている交際費等を抽出するのは、容易ではなく、取引の発生のつど、その内容をチェックし、取引処理時に他科目から交際費勘定に振り替える処理をしておくことが必要となります。

(4) 否認事例、誤りやすい事例

- ① 中元、歳暮に係る費用のうち、その単価が3,000円以下のものを抽出し、少額であるという理由だけで交際費等から除いていたもの
- ② 特定の社員のみを対象とした「慰労」という名目での高級クラブ等における飲食の費用を、福利厚生費として処理していたもの
- ③ いわゆる社内交際費や贈答費用につき10,000円基準を適用していたもの
- ④ 得意先との商談が終了した後、打ち上げのための飲食費を会議費として処理していたもの
- ⑤ 接待に係るタクシー代を交際費等としていなかったもの
- ⑥ スーパー等が新店舗を開設する際、地元商店街に支払った営業補償金を交際費等としていなかったもの
- ⑦ 得意先等を招いて行った本社ビル完成披露パーティにかかる費用の額から、当日の参加者から受領したご祝儀の額を控除して交際費等の額を計算していたもの
- ⑧ 消費税等につき税抜経理を行っている法人が、インボイス発行事業者でない飲食店に交際費等に該当する飲食代を110,000円支払った場合の交際費等の額を100,000円、仮払消費税の額を10,000円として処理していたもの
 - ▶ 経過措置を適用すれば、仮払消費税の額及び交際費等の金額は以下のようになります。
 - ① 令和5年10月1日から令和8年9月30日までの支払い（経過措置適用）
 - ・ 仮払消費税の額：8,000円（ $110,000円 \times 10/110 \times 80\%$ ） ・ 交際費等の額：102,000円
 - ② 令和8年10月1日から令和11年9月30日までの支払い（経過措置適用）
 - ・ 仮払消費税の額：5,000円（ $110,000円 \times 10/110 \times 50\%$ ） ・ 交際費等の額：105,000円
 - ③ 令和11年10月1日以降（経過措置適用なし）
 - ・ 交際費等の額：110,000円
- ⑨ 談合金の支出を明らかにするのを避けるため、談合金を外注費として計上し、帳簿等に架空の作業内容を記していたもの（**加重算税対象**）
- ⑩ 10,000円基準を満たすために、参加人数の水増し、領収証の分割等を行っていたもの（**加重算税対象**）
- ⑪ 工場建設の際に生じた地域住民の建設反対運動を阻止するため、地元の有力者に支払った工作活動費を設計料に仮装していたもの（**加重算税対象**）

使途秘匿金



使途秘匿金とは、法人がした金銭等の支出のうち、相当の理由がなく、その相手方の氏名、名称及び住所、所在地並びにその事由を法人の帳簿書類に記載していないものをいい、いわば、支払いの相手方が明らかにできない性質の支出をいいます。

使途秘匿金が発生する理由として、①取引先との関係維持を図るために支出され、相手方の迷惑になること（相手方の所得となること）を恐れるため、②談合罪、贈賄罪など他の法律に抵触することを恐れるため、等があげられます。

使途秘匿金は、損金不算入となるばかりではなく、支出額の40%が法人税額に上乗せされるため、地方税をあわせると支出額のほぼ7割程度の税金がかかってしまいます。

また、調査において、ある費用の支出が使途秘匿金であると認定されると、必ずといってよいほど、偽装行為があったとして重加算税の対象となります。

(1) 調査のポイント

- ① 他科目で使途秘匿金がないか
- ② 当期に費用とされていない使途秘匿金（例えば資産の取得価額に含まれているもの）についても税額加算がなされているか

(2) 調査の進め方

調査官は、まず、交際費等の経費勘定の中で、使途秘匿金に該当するものはないかを確認します。

次に、使途秘匿金として計上されたものにつき、相手方解明の努力をします。

なお、使途秘匿金として処理し、40%の税額加算を行っているからといって、相手方の課税が免れるものではないということについても留意する必要があります。

(3) 対策

まず、本来こういう支出は避けるべきであり、内部統制を強化し、使途秘匿金の発生を回避する管理制度を作ります。また、取引先の理解と協力を得るようにします。